

介護保険における特別管理加算の対象

特別管理加算 Ⅰ

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算 Ⅱ

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態・在宅酸素療法指導を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱の状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
 - ①NPUAP分類Ⅲ度またはⅣ度
 - ②DESIGN-R®分類D3D4またはD5
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態